

## 新型コロナウイルス感染症の影響拡大に伴う ガス料金の取り扱いについて

御殿場ガス株式会社（代表取締役 鈴木善明）は3月19日に「新型コロナウイルス感染症の影響拡大に伴うガス料金の取り扱いについて」を発表しましたが、対象料金を以下の通り拡大することを決定しましたのでお知らせします。

### 1. 対象のお客さま

御殿場ガスの都市ガスをご利用いただいているお客さまで、新型コロナウイルス感染拡大の影響により「生活福祉資金貸付制度」の緊急小口資金および総合支援資金の特例措置に基づく貸し付け等の公的支援を受けたお客さま

### 2. 対象の料金

2月検針分と3月検針分に加え、4月検針分と5月検針分も対象とします

### 3. 延長期間

お支払い期限から1カ月間

### 4. 方法

延長措置を受けるためには、お客さまからのお申し出が必要となります  
御殿場ガス 総務グループでお申し出をお受けいたします

[ 電話 0550-82-0876、FAX 0550-82-0547 ]

以上